

令和元年10月1日から 軽自動車税が変わります



税制改正により、10月1日から自動車取得税(県税)が廃止され、自動車税および軽自動車税において「環境性能割」が導入されます。これにより、現行の軽自動車税(市税)は、「種別割」に名称が変更され、軽自動車税は「環境性能割」と「種別割」の2つで構成されることとなります。

問合せ先 税務課市民税グループ(☎84-5063)

環境性能割

納税義務者・・・三輪以上の軽自動車を取得した人(新車・中古車を問わず)

税額・・・車両の取得価格×税率(下表参照)

※取得価格が50万円以下の場合には非課税です。

※自動車取得税と同様に取得した際に申告・納付をします。

税率(軽乗用車の例)

区 分		税 率		
		自家用		営業用
		令和元年10月1日～ 令和2年9月30日に 取得(臨時的軽減)	令和2年10月1日 以降に取得	
電気自動車等		非課税	非課税	非課税
ガソリン車 ※ハイブリッド車を含む	令和2年度燃費基準 +20%達成車			
	令和2年度燃費基準 +10%達成車		1%	0.5%
	令和2年度燃費基準 達成車			
上記以外		1%	2%	1%
				2%

※「電気自動車等」とは、電気自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制に適合、または平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ない車両)をいいます。

※「ガソリン車・ガソリンハイブリッド車」とは、平成30年排出ガス基準50%低減達成(★★★★)、または平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)したものに限り、また、

※貨物車は上記内容と税率が異なります。

種別割

納税義務者・・・4月1日現在で軽自動車等を所有または使用している人

※現行の軽自動車税から名称が変更となったもので、手続きや税額に変更はありません。

グリーン化特例(軽課)の延長

排出ガス性能及び燃費性能の優れた車両について、新規登録の翌年度分の軽自動車税種別割を軽減するグリーン化特例(軽課)の特例措置が、2年間延長されました。これにより平成31年4月1日から令和3年3月31日に新規登録した一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車について、その燃費性能等に応じて取得の翌年度分の軽自動車税種別割を軽減します。

また、令和3年4月1日以後に新規登録した三輪以上の乗用車(自家用)に係るグリーン化特例については、適用を電気自動車等に限ったものとした上で2年間延長され、令和5年度分まで軽減します。